

第  
24回

# シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

自社株評価方法 類似業種比準方式について説明します。

類似業種比準方式は、評価の対象となる会社と事業の種類が同一または類似する業種の株価をもとに、1株あたりの①配当金額、②利益金額、③純資産価額(帳簿価額により計算した金額)の3要素を比準要素として、株式の価額を求める評価方式です。

## ■類似業種比準方式の計算式は

$$\text{類似業種比準価格} = A \times \left\{ \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right\} \times \begin{cases} 0.7(\text{大會社}) \\ 0.6(\text{中會社}) \\ 0.5(\text{小會社}) \end{cases} \times \frac{\text{評価会社1株あたりの資本金等の額}}{50円}$$

A=類似業種の株価

B=課税時期の属する年の類似業種の1株あたりの配当金額

C=課税時期の属する年の類似業種の1株あたりの利益金額

D=課税時期の属する年の類似業種の1株あたりの純資産価格(帳簿価格)

b=評価会社の1株あたりの配当金額

c=評価会社の1株あたりの配当金額

d=価格会社の直前末期における1株あたりの純資産価格(帳簿価格)

## ■類似業種の比準要素というのは

類似業種の比準要素(A、B、C、D)は、国税庁から公表されている個別通達「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」から、評価会社に該当する業種目を選択し、その記載されている金額を使います。

業種目の判定にあたっては、「日本標準産業分類・分類項目と業種目番号対比表」を参考にします。

類似業種の株価(A)は、課税時期の属する月以前3カ月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものを適用します。納税者の選択により、前年平均株価によることもできます。

## ■比準要素数1の会社

比準要素数1の会社とは、類似業種比準価額の計算において使用する「1株あたりの配当金額」「1株あたりの利益金額」「1株あたりの純資産価額(帳簿価額)」の比準要素のうち、直前期末における2の比準要素について「0」となっており、かつ、直前期末における2以上の比準要素についても「0」となっている会社をいいます。

比準要素数1の会社に該当している場合には、会社規模区分に関わらず、「類似業種比準価額×0.25+純資産価額×0.75」で評価することとされています。そのため、類似業種比準価額が純資産価より低い会社においては、株価は高く評価されることとなります。

配当を行うなどの対策が必要になる場合があります。